

人事労務ニュース

平成21年11月号

平成22年4月からの労基法改正

主な改正内容

1 時間外労働の法定割増賃金率の引上げ

- 1) 月60 時間を超える法定時間外労働に対して50 %以上の割増賃金を支払うこと
- 2) 引上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給の代替休暇の付与も可能
- 3) 月45 時間を超える法定時間外労働に対して25 %以上の割増賃金を支払うように努めること

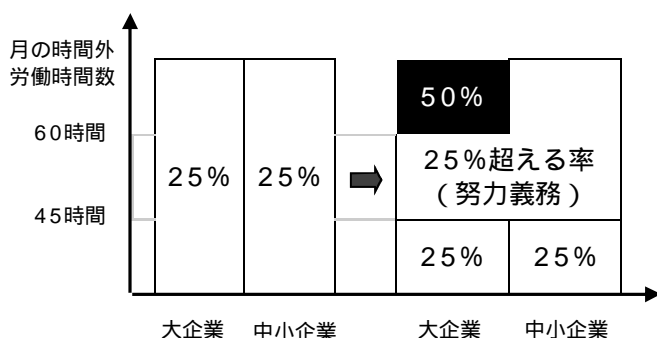


2 時間単位による年次有給休暇の付与

法定割増賃金率の引き上げ



平成22年4月より、大企業は月60時間を超える法定時間外労働の割増率が、25%から50%へ引き上げられます。



- 1) 月60 時間を超える法定時間外労働に対して50 %以上の割増賃金を支払うこと

➡ **大企業:義務**
中小企業:当分の間猶予

- 2) 月45 時間を超える法定時間外労働に対して25 %以上の割増賃金の支払うように努めること

➡ **大企業・中小企業:努力義務**

猶予される中小企業

業種	資本金または出資の総額	または	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
上記以外	3億円以下	または	300人以下

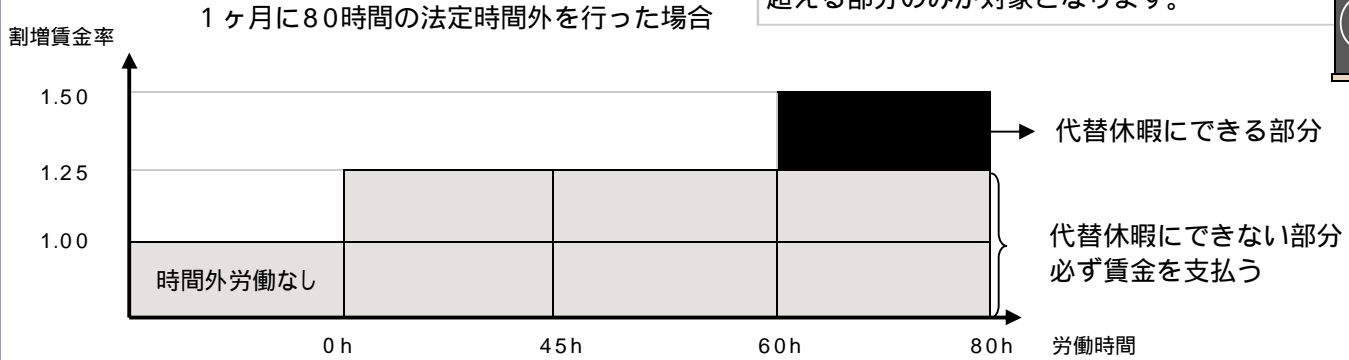


いずれか一方を満たしていれば、中小企業に該当

事業場単位ではなく、企業単位で判断
猶予については法の施行3年経過後改めて検討
出向者は、在籍出向の場合は、「出向元」と「出向先」の両方で人数カウント
移籍出向(転籍)の場合は、「出向先(転籍先)」で人数カウント
派遣労働者は、「派遣元」で人数カウント
複数の業種を行っている企業は、主要な業種で判断
(過去1年間の収入額・販売額、労働者数・設備の多寡等の実態により判断)

引き上げ分の割増賃金に代える代替休暇

月60時間を超える時間外全ての時間を代替休暇に代えることはできません。1.25割増賃金率を超える部分のみが対象となります。



代替休暇制度導入にあたっては「労使協定」を締結すること

労使協定で定める事項
 代替休暇として付与する時間数の具体的な算定方法
 代替休暇の単位（1日もしくは半日）
 代替休暇を与えることができる期間（2ヶ月以内）
 代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日

上記の例の代替休暇時間算出〔例〕

$$(80h - 60h) \times (1.5 - 1.25) = 5h分 \text{ となる}$$

$$\text{代替休暇の時間数} = \left[\begin{array}{l} \text{1ヶ月の法定時間} \\ \text{外労働時間数} \end{array} - 60 \right] \times \text{換算率}$$

$$\text{換算率} = \frac{\text{代替休暇を取得しなかった場合の割増率}}{\text{代替休暇を取得した場合の割増率}}$$

時間単位の年次有給休暇制度のポイント



制度導入にあたっては「労使協定」を締結すること



労使協定で定める事項
 時間単位年休を付与する対象労働者の範囲
 時間単位年休の日数（5日以内）
 時間単位年休1日の時間数
 1時間以外の時間を単位とする場合は、その時間数

次年度に持ち越し分がある場合は、その持ち越し分も含めて5日以内となります。実際に取得できる時間単位の年休は、毎年5日以内に限られます。

次のような事項を定めないように注意が必要です。

- 時間単位の請求を使用者が日単位へ変更すること、またその反対を行うことがあることを定めること
 (例) 9:00~12:00までは不可など、取得できない時間を定めること
- 所定労働時間の途中に取得できないことを定めること
 (例) 1日2時間までなど、1日の取得制限を設けること

時間単位年休を付与する対象労働者の範囲

時間単位の年次有給休暇を取得できる対象者の範囲を定める場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

対象区分	適用の有無	事業の正常な運営の妨げ有無	解説
すべての労働者	適用可	事業の正常な運営を妨げない場合	部署や職種ごとに適用範囲の判断可 一斉作業の必要性がある業務にはなじまない
工場のライン作業対象外	適用可	事業の正常な運営を妨げる場合	
育児を行う者に限る	×適用不可	事業の正常な運営を妨げるか否かではない	時間年休の取得目的・理由による判断は不可



〒461-0001 名古屋市中区泉2-26-4高岳パレットビル
 TEL 052-937-5615 FAX 052-937-5620
 URL: <http://www.delight-c.com/>
 E-mail: info@delight-c.com

デライトコンサルティングは、「個人と組織の成長を図り、社会に貢献する」を経営理念として、
 - Customer Delight (お客様の感動) -
 を協創する人事コンサルティング会社です。

発行：社労士法人デライトコンサルティング(無断転載を禁ず)